

年金記録訂正請求に係る答申について

東北地方年金記録訂正審議会
平成30年7月18日答申分

○答申の概要

- | | |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 1件 |
| 厚生年金保険関係 | 1件 |

厚生局受付番号 : 東北(受)第1800093号

厚生局事案番号 : 東北(厚)第1800013号

第1 結論

- 1 請求期間⑧について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成14年10月17日、喪失年月日を平成15年4月25日に訂正し、平成14年10月から平成15年3月までの標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

平成14年10月17日から平成15年4月25日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 2 請求期間⑩について、請求者のE社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成19年8月21日、喪失年月日を平成20年5月1日に訂正し、平成19年8月から平成20年4月までの標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

平成19年8月21日から平成20年5月1日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、東北厚生局長が、平成28年1月15日付け東北厚発0115第30号でした不訂正決定(以下「原処分」という。)のとおり、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和45年9月11日から昭和50年12月25日まで
② 昭和51年3月27日から昭和52年3月1日まで
③ 昭和52年4月1日から昭和57年1月1日まで
④ 昭和57年8月5日から昭和59年2月1日まで
⑤ 昭和59年9月10日から昭和60年3月12日まで
⑥ 平成10年12月5日から平成11年1月5日まで

- ⑦ 平成11年 7月26日から同年10月26日まで
- ⑧ 平成14年10月17日から平成15年 4月25日まで
- ⑨ 平成19年 2月26日から同年 4月 1日まで
- ⑩ 平成19年 8月21日から平成20年 5月 1日まで

私は、請求期間①から⑤までについて、A社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。各請求期間については、同社の社長から国民年金に加入するように言われ、国民年金保険料を納付していたが、厚生年金保険に加入すべき働き方をしていたので、各請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑥について、B社に平成10年12月 5日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が平成11年 1月 5日と記録されている。しかし、私の手帳には、平成10年12月 5日に同社に入社したことが書かれており、その日から勤務していたはずなので、同日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑦について、B社に勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日が平成11年 7月26日と記録されている。同日から給与が完全歩合制になり、自分は無給となったが、同年10月26日までは勤務が継続しており、厚生年金保険に加入すべき期間であるので、同日を厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑧について、C社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、当該期間は同社において厚生年金保険に加入していたはずなので、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑨について、D社に平成19年 2月26日から勤務していたが、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が同年 4月 1日と記録されている。勤務開始日が資格取得日とされていないのは、会社が厚生年金保険被保険者資格の取得の届出を行うのが遅れたためだと思うが、本来は厚生年金保険に加入させるべきなので、同年 2月26日を厚生年金保険被保険者資格の取得年月日として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

請求期間⑩について、E社に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。しかし、当該期間は、会社に頼んで雇用保険には加入しており、厚生年金保険にも加入すべきであるので、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は原処分を不服として、行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基

つき平成 28 年 6 月 20 日に F 地方裁判所に対し処分の取消しの訴えを提起した。その審理の過程において、当厚生局が再調査を行ったところ、請求期間⑧（平成 14 年 10 月 17 日から平成 15 年 4 月 25 日まで）及び請求期間⑩（平成 19 年 8 月 21 日から平成 20 年 5 月 1 日まで）について、事業所から新たな資料の提出及び事業主の証言があり、検討・再審査を行った結果、原処分の変更を要する事情が判明したこと等から、以下のとおり判断する。

請求期間⑧について、雇用保険の加入記録によると、請求者は、当該期間において C 社に勤務していたことが確認できる。

また、C 社から提出された請求者の請求期間⑧に係る給与の「支払明細」によると、当該期間においておおむね 25 万円の給与が支払われていたことが確認できる上、同社の事業主は、請求期間⑧当時、請求者をフルタイム勤務で雇用し、月額 25 万円の給与を支払っていた旨陳述している。

一方、前述の「支払明細」によれば、請求者は、請求期間⑧の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の C 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 14 年 10 月 17 日、喪失年月日は平成 15 年 4 月 25 日であると認められ、請求期間⑧の標準報酬月額を 26 万円に訂正することが妥当である。

なお、平成 14 年 10 月 17 日から平成 15 年 4 月 25 日までの被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

請求期間⑩について、雇用保険の加入記録及び E 社の回答によると、請求者は、当該期間において同社に勤務していたことが確認できる。

また、E 社から提出された請求者の請求期間⑩に係る雇用契約書によると、請求者は、同社と 8 時から 17 時までを就業時間とし、日給 1 万 8,000 円で雇用契約を締結していることが確認できる上、同社の事業主は、請求期間⑩当時、請求者は週休 1 日とする雇用契約であった旨陳述している。

一方、E 社から提出された請求者に係る平成 19 年分及び平成 20 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿によると、「社会保険料等の控除額」欄には平成 20 年 4 月のみ控除額が記載されていることが確認できるところ、当該控除額は、同社から提出された請求者に係る平成 19 年 9 月分から平成 20 年 5 月分までの給与の明細に記載された雇用保険料の合計額と一致することから、請求者は、請求期間⑩の雇用保険料は事業主により給与から控除されていたものの、請求期間⑩の厚生年金保険料は給与から控除されていないことが認められる。

以上のことから、請求者の E 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は平成 19 年 8 月 21 日、喪失年月日は平成 20 年 5 月 1 日であると認められ、請求期間⑩の標準報酬月額を 47 万円に訂正することが妥当である。

なお、平成 19 年 8 月 21 日から平成 20 年 5 月 1 日までの被保険者期間については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。